

公開質問回答

【質問1】

貴自治会連合会を構成する自治会の中で寄付等の自治会費への上乗せ徴収をしている自治会はございますか？

※自治会費徴収時に別途任意で寄付等を募っている場合は上乗せ徴収ではありません。

【回答1】

自治会連合会は、加入団体を管理・指導する立場ではなく、また、単位自治会の総会資料等の収集も行っていない事から、各団体における現状の把握はしていません。

ただし、過去に連合会加入団体において、上乗せ徴収に対する訴訟問題があり、報告を受けた事例はあります。

なお、調査については、自治会連合会が加入団体からの会費及び市からの補助金等を予算としており、また、連合会の活動目的が加入団体の管理・指導ではないことから、今後調査を実施する予定はありませんが、引き続き加入自治会への情報提供及び注意喚起を実施していく予定です。

野田市自治会連合会会則抜粋（目的）

本会は、自治会及び町内会（以下「自治会」という。）相互の連絡協調と親睦をはかり、共通の問題を研修協議し、市民意識の高揚と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

【質問2】

前の質問に「ある」とご回答した場合、その自治会はいくつございますか？

【回答2】

回答1の理由から把握していません。

【質問3】

寄付等の自治会費への上乗せ徴収（違法行為）についてご見解をお書きください。また、その他コメントがありましたら、以下にご自由にお書きください。

【回答3】

寄付金の上乗せ徴収が問題となることは、自治会連合会としても認識しており、加入団体に対して、地区連合会を通して情報提供・注意喚起をしています。

また、「自治会ガイドブック」にも、このことについて記載しています。

今後につきましても、連合会の研修等において、情報提供・注意喚起を継続して実施する予定です。

【記入者】

氏名： 宮田 明

所属： 野田市自治会連合会事務局（市民生活部 市民生活課）

役職： 課長

記入日： 平成29年4月24日